

むつ市議会第249回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和3年10月22日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第56号 むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例
- 第2 議案第57号 むつ市犯罪被害者等支援条例
- 第3 議案第58号 特別災害による被害者に対する介護保険料減免の特別措置に関する条例
- 第4 議案第59号 むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第60号 むつ市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第61号 むつ市過疎地域持続的発展計画について
- 第7 議案第63号 令和3年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第8 議案第64号 令和2年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第9 議案第65号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第10 議案第66号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第11 議案第67号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第12 議案第68号 令和2年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第13 議案第69号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第14 議案第70号 令和2年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第15 議案第71号 令和2年度むつ市水道事業会計決算
- 第16 議案第72号 令和2年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第17 議案第73号 令和2年度むつ市下水道事業会計決算

【報告に対する質疑】

- 第18 報告第23号 令和2年度むつ市健全化判断比率について
- 第19 報告第24号 令和2年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第20 議案第74号 令和3年度むつ市一般会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第21 議員提出議案第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第22 常任委員の選任
- 第23 議会運営委員の選任

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管営業者	村田	尚
代監査委員	齊藤	秀人	総務部長	吉田	真
企画政策 部長	松谷	勇	財務部長	吉田	和久
財務部 調整推進 部長	樋山	政之	民生部長	杉澤	一徳
福祉部長	藤島	純	健康推進 部長	中村	智郎
健康推進 部長	木村	公子	子ども みどり s m i l e k o f f i c e にりつ 所こ長	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都市整備 部長	中里	敬
建設技術 部長	小笠原	洋一	川内庁舎 所長	木下	尚一郎
大畑庁舎 所長	伊藤	大治郎	脇野沢 庁舎所長	工藤	和彦

會計者
管理會

野藤賀範

理事長
選舉事務

工藤淳一

委員長
查務監事

伊藤泰成

業會長部事
農委事務經理

成田

部長
教育部

角本力

道長部事
水生

中村久

部長
策進課
務推總

野坂武史

部課幹
務主

葛西信弘

部長
策調
企政企課

福山洋司

部長
務課

石橋秀治

部長
務公
總市主

井戸向秀明

部課查
務

菊池亘

事務局職員出席者

局長
事務

佐藤孝悦

次長

中野敬三

幹
括主

櫻田誠

主任主査

井田周作

任
主

浜端快

質疑、討論、採決

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、10月11日開催された議会運営委員会において、全議員で提出することに決定しましたコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、本日この後、議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、10月13日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、民生福祉の各常任委員長及び決算審査特別委員長から、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、10月20日、市長から今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日報告第24号の報告後に上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第17 委員長報告、

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第56号 むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例から日程第17 議案第73号 令和2年度むつ市下水道事業会計決算までの17件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第56号、議案第57号及び議案第59号から議案第61号までについて、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（6番 佐賀英生議員登壇）

○6番（佐賀英生） 総務教育常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、10月13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第56号 むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例についてであります。理事者側から、過疎地域における固定資産税の特別措置法に関する条例の根拠法である過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、先の条例を廃止し、新たにむつ市産業促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例を制定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、賦課初年度から3年間の課税を免除するということであるが、課税が免除される総額はいくらになるのかとの質疑があり、理事者側から、現在、対象となる事業所がないことから、課税免除額の想定はしていないとの答弁がありました。

次に、議案第57号 むつ市犯罪被害者等支援条例についてであります。理事者側から、犯罪被害者等に対する支援について、基本理念及び基本となる事項を定めるものであり、県内市町村初となる本条例制定により、関係機関が適切な役割分担のもとに連携し、支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し市民の皆さまが安心して暮らすことができる地域の形成に寄与するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、条文中の市民及び事業所の責務の中に市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるとあるが、どのような施策を想定しているのかとの質疑があり、理事者側から、新たに犯罪被害者等支援ハンドブックを作成し、広報等で周知することにより、当該施策について市民の皆さまにご理解をいただきたいとの答弁がありました。

さらに同じ委員より、犯罪被害者等支援ハンドブックの戸別配布や理解促進への取組の検討はしているのかとの質疑があり、理事者側から、現在の想定では市民が利用する窓口等に配置すること、また、ホームページ等で公表していきたいと考えており、今回、条例の制定が県内初であることから、むつ警察署及び関係機関とも連携を強化し、市民の皆さまにわかりやすく伝わるよう努めていきたいとの答弁がありました。

また別の委員から、犯罪被害者等支援の対象となる方へのプライバシーの保護及び個人情報の管理等について質疑があり、理事者側から、犯罪被害者等から相談等があった場合には、適切に相談

窓口を紹介するなど丁寧に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第59号 むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、本年8月30日に開設した新型コロナウイルス感染症の無症状者、軽症者の受入施設である宿泊療養施設の運営に当たり、当該施設内において作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するためのものであり、開設日である本年8月30日に遡及して適用させるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、青森県から委託を受けたということであるが、委託料はいただいているのかとの質疑があり、理事者側から、当該施設は青森県から委託を受けて市が運営しており、委託料はいただいているとの答弁がありました。

次に、議案第60号 むつ市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、基金の名称を変更するほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第61号 むつ市過疎地域持続的発展計画についてであります。理事者側から、過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村の3地域における地域発展の指針とするため、むつ市過疎地域持続的発展計画を定めるものであり、その計画期間は、令和3年度から令和7年度までとなっているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第58号及び議案第63号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（20番 浅利竹二郎議員登壇）

○20番（浅利竹二郎） 民生福祉常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、10月13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第58号 特別災害による被害者に対する介護保険料減免の特別措置に関する条例についてであります。理事者側から、災害救助法が適用された災害等における被害者に対し、介護保険料の減免に必要な事項を定めるためのものであり、令和3年8月9日からの豪雨災害並びに近年各地における自然災害の発生状況を踏まえ、提案するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、家屋が被害を受けたことにより、現在むつ市に居住していない方も対象になるのかとの質疑があり、理事者側から、本市に住所がある方は対象となるが、転出した方は、転出先の市町村で介護保険料が賦課されることとなるため、その場合は当市で賦課していた介護保険料が減免の対象となるとの答弁がありました。

また別の委員から、令和3年8月9日からの豪雨災害による本条例の対象者について質疑があり、理事者側から、現時点での対象者は13世帯で18名、減免の総額は64万9,200円であり、その内

訳は10割減免が17名で60万8,100円、5割減免が1名で4万1,100円であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から令和3年8月9日からの豪雨災害で被害を受けた方々の現在の介護保険料の状況について質疑があり、理事者側から、むつ市介護保険条例の規定によりなされた特別災害に係る減免申請は、本条例の相当規定によりなされたものとする経過措置があることから、既に減免申請された方々については、本条例制定後に遡及して減免が適用されることとなるとの答弁がありました。

また別の委員から、減免した介護保険料の財源について質疑があり、理事者側から、国からの財源措置はなく、全て一般財源となるとの答弁がありました。

また別の委員から、減免の期間について質疑があり、理事者側から、今回の災害では、令和3年度分の介護保険料が対象になるとの答弁がありました。

次に、議案第63号 令和3年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、介護給付費負担金等の精算に伴う国、県への返還金等が生じたことにより1億2,430万9,000円を増額するものであり、これにより歳入歳出予算の総額を68億2,039万1,000円にするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第64号から議案第73号までについて、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（7番 齊藤孝昭議員登壇）

○7番（齊藤孝昭） 決算審査特別委員会に付託さ

れました、議案第64号 令和2年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第73号 令和2年度むつ市下水道事業会計決算までの議案10件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、10月14日及び15日に、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました、議案第64号 令和2年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第73号 令和2年度むつ市下水道事業会計決算までの議案10件については、全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時30分まで暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました17議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第56号

○議長（大瀧次男） まず、議案第56号 むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第57号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第57号 むつ市犯罪被害者等支援条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第58号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第58号 特別災害による被害者に対する介護保険料減免の特別措置に関する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第59号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第59号 むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第60号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第60号 むつ市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第61号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第61号 むつ市過疎地域持続的発展計画について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第63号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第63号 令和3年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第64号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第64号 令和2年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者2人)

○議長(大瀧次男) 起立多数であります。よって、議案第64号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第65号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第65号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第66号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第66号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第67号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第67号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第68号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第68号 令和2年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第69号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第69号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第70号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第70号 令和2年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第71号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第71号 令和2年度むつ市水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第72号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第72号 令和2年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第73号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第73号 令和2年度むつ市下水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第18～日程第19 報告に対する 質疑

◇報告第23号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第18 報告第23号 令和2年度むつ市健全化判断比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で報告第23号の質疑を終わります。

報告第23号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第24号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第19 報告第24号 令和2年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で報告第24号の質疑を終わります。

報告第24号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第20 議案上程、提案理由説明、 質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第20 議案第74号 令和3年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま上程されました議案第74号 令和3年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容

の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、去る8月9日に発生したむつ市・風間浦村豪雨災害からの復興を迅速に推し進めるために必要となる1億768万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、402億5,316万7,000円となります。

まず、歳出についてであります。総務費には、ふるさと納税として代理受納をしました風間浦村に対する寄附を支出するための寄附金を計上しております。

民生費には、皆様から寄せられた義援金及びふるさと納税寄附金を一部損壊以上の被害を受けた住家、店舗及び事業所並びに生産施設及び生産品に一定の被害が生じた方を対象に、災害見舞金として支給するため、むつ市災害見舞金支給事業費を計上しております。

衛生費には、災害廃棄物の処理及び全壊判定を受けた家屋の解体等を行うため、災害等廃棄物処理事業費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国庫支出金には歳出との関連において補助見込額を、寄附金には災害対策費寄附金及びふるさと納税寄附金を計上しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整

理のため、午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第74号

○議長（大瀧次男） これより議案第74号 令和3年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 議案第74号について質疑いたします。

9ページの3款民生費についてお願いいたします。1項の社会福祉費について、むつ市災害見舞金支給事業費として3,400万円計上しておりますけれども、この見舞金の給付方法と、また給付日程等、決まっておりますらお知らせください。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） お答えいたします。

災害見舞金の支給方法についてですが、まず事前に申請書等を直接対象者の方へお送りいたします。ただ、被害の大きかった赤川地区におきましては、個別に対応していきたいと考えております。

また、給付日程についてですが、これから10月下旬をめどに、その申請書の送付、それからホームページ、エフエムアジュール等での周知を行いまして、11月上旬から申請書を受け付けまして、申請書が届いた順に支給をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） まず、赤川地区は個別に対応するということですがけれども、そのほか申請書を

送付するという事は、対象としてはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） お答えいたします。

まず、住家の被害、こちらのほうは295件ございます。それから、店舗、事業所に関しましては23件、それから生産者施設に関しては15件あります。

以上です。

（「罹災証明はどうするのか」の
声あり）

○福祉部長（藤島 純） 対象は、罹災証明を出していただいた方が対象になるのですが、まだ罹災証明のほうも全部いただいているわけではございませんので、それぞれ相談に応じて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。今はまだ出されていない、何も保険にも入っていないからいいだろうということを出していないという人もあると思いますので、そこは皆様にお知らせするようにお願いして終わります。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第74号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議員提出議案上程、提案 理由説明、質疑、討論、 採決

◇議員提出議案第6号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第21 議員提出議案第6号 コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番佐賀英生議員。

（6番 佐賀英生議員登壇）

○6番（佐賀英生） 議員提出議案第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
3. 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第6号の質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第6号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣及び経済再生担当大臣としたいと思っております。ご了承願います。

◎日程第22 常任委員の選任

○議長（大瀧次男） 次は、日程第22 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第3条第2項及び第8条第1項の規定により、総務教育常任委員に佐藤武議員、佐賀英生議員、斉藤孝昭議員、富岡直哉議員、鎌田ちよ子議員、濱田栄子議員、佐藤広政議員、佐々木隆徳議員の以上8人、産業建設常任委員に杉浦弘樹議員、東健而議員、山本留義議員、村中浩明議員、白井二郎議員、岡崎健吾議員、佐々木肇議員の以上7人、民生福祉常任委員に工藤祥子議員、野中貴健議員、住吉年広議員、富岡幸夫議員、原田敏匡議員、浅利竹二郎議員、大瀧次男の以上7人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第23 議会運営委員の選任

○議長（大瀧次男） 次は、日程第23 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第3条第2項及び第8条第1項の規定により、佐賀英生議員、斉藤孝昭議員、住吉年広議員、濱田栄子議員、佐藤広政議員、岡崎健吾議員、原田敏匡議員の以上7人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上7人の議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長については、ただいま選任されました委員

の任期開始となる令和3年10月30日以降、各委員会の開催時に互選されることとなりますので、ご了承承願いたします。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第249回定例会を閉会いたします。

午前11時33分 閉会